

横浜市排水設備指定工事店に関する異動届出等の必要書類一覧表

(R07.04)

提出書類 届出事由	届出の様式 (本市ホームページよりダウンロードしてお使い下さい。 なお、責任技術者増減届出の場合は、責任技術者増減用の異動届出書の様式をお使い下さい。)	登記事項証明書 (履歴全部事項証明書又は現在全部事項証明書) (法務局) 原本	営業所の所在地を証する書類 (※ 営業所の所在地が登記事項証明書又は住民票に記載されていない場合) (賃貸借契約書等) (居住地市町村) 原本	住民票 (代表者のもの) (居住地市町村) 原本	写真 (営業所の外観、看板、郵便受け、所内の様子)	工事店証 原本	責任技術者の 合格証 又は 修了証 写し	雇用関係を証する書類 (雇用保険・健康保険証等) 写し	レターパックライト430(青) ※料金不足が無いようにしてください。	その他 必要添付書類
組織変更 【法律で規定されている場合のみ可】	指定工事店異動届出書	添付書類は組織変更理由により異なりますので、管路保全課にご連絡ください。			○	○			○	<div style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> ①レターパックライト370の場合は、差額の郵便切手を貼付してください。 ②「はがして差し出し」のシールは はがさない てください。 </div>
商号又は名称変更	指定工事店異動届出書	法人のみ○	※	※次の記載のあるものは不可：本籍地・筆頭者、世帯主・続柄、個人番号、住民票コード、代表者以外の情報	○	○			○	
代表者変更 【法人のみ】	指定工事店異動届出書	○	※		○	○			○	
営業所所在地変更	指定工事店異動届出書 <small>営業所の平面図及び付近の見取り図</small>	法人のみ○	※	○ (個人営業で住所と同じ場合)	○	○			○	
営業所所在地 住居表示変更	指定工事店異動届出書	添付書類：住居表示変更通知書				○			○	
責任技術者の増減	指定工事店異動届出書 (責任技術者増減用)						○ (増の場合)	○ (増の場合)		
営業の廃止	廃止届出書					○				
営業の休止	休止届出書					○				
営業の再開	再開届出書	添付書類は営業休止の理由により異なりますので、事前に管路保全課に確認してください。								
指定工事店証の再交付	再交付申請書					○ (破損、汚損の場合)			○	再交付申請手数料500円(申請後、納入通知書を交付します。)
責任技術者(個人)の住所・氏名変更等	神奈川県下水道協会へ変更届をご提出ください。(下水道河川局管路保全課への届出は不要です。) ※ 届出様式、添付書類は、神奈川県下水道協会ホームページ (http://www.jswa-kanagawa.jp/) をご参照ください。 連絡先:044-200-2874(川崎市役所 下水道管理課内) 住所・氏名変更の届出をされない場合、更新講習実施案内の通知が届かない場合がありますのでご注意ください。 また、合格証や修了証を紛失した方も、神奈川県下水道協会へ再交付申請を行ってください。									
個人→法人、法人→個人の変更	既存の指定店の廃止の届け出と、新たに指定を受けたい工事店の新規指定の申請をしてください。									

【注意事項】次の書類は、交付日から3か月以内のものを提出してください。

- ①登記事項証明書(履歴事項証明書)
- ②身分証明書 ③住民票



【お問合せ先】 横浜市下水道河川局管路保全課 指定工事店担当
 〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 横浜市役所30F
 TEL 045-671-2829 Fax 045-641-5330